

現行	改正
<p>日本貨物鉄道株式会社(以下「甲」という。)と●●労働組合(以下「乙」という。)とは、労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関して次の通り協定する。</p> <p>(注 1) 「時間外」とは、労働基準法第 32 条の 2、及び第 40 条に規定する労働時間を超える場合をいう。</p> <p>(注 2) 「休日」とは、労働基準法第 35 条に規定する休日をいう。</p> <p>(注 3) 「特定労働者」とは、満 18 才以上の労働者のうち、業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者に該当しない者であって、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>① 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者</p> <p>② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する者 配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ)、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母</p> <p>第 1 条 この協定は、甲の各事業場で乙の組合員が過半数を占める箇所に適用する。</p> <p>第 2 条 甲は、次の場合に時間外労働及び休日労働をさせることができる。</p> <p>(1) 給与・人事に関する事項、予算・決算に関する事項、及びその他の事項で事務処理上、時間内でその処理ができないとき。</p> <p>(2) 欠員の補充等人員の繰合せ上必要があるとき。</p> <p>(3) 打合せ会、説明会及び講習会等を時間外に行う必要があるとき。</p> <p>(4) 業務の性質上、時間外及び休日にわたり処理する必要があるとき。</p> <p>(5) 災害その他により事故が発生したとき、もしくは、災害の発生が予想される場合において、警戒を要するとき。</p> <p>(6) 列車が遅延したとき。</p> <p>(7) 列車の臨時増発等臨時的業務の処理をする必要があるとき。</p>	<p>日本貨物鉄道株式会社(以下「甲」という。)と●●労働組合(以下「乙」という。)とは、労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関して次の通り協定する。</p> <p>(注 1) 「時間外」とは、労働基準法第 32 条の 2、及び第 40 条に規定する労働時間を超える場合をいう。</p> <p>(注 2) 「休日」とは、労働基準法第 35 条に規定する休日をいう。</p> <p>(注 3) 「特定労働者」とは、満 18 才以上の労働者のうち、業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者に該当しない者であって、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>① 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者</p> <p>② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する者 配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ)、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母</p> <p>第 1 条 この協定は、甲の各事業場で乙の組合員が過半数を占める箇所に適用する。</p> <p>第 2 条 甲は、次の場合に時間外労働及び休日労働をさせることができる。</p> <p>(1) <u>列車の運行を確保するための対応が時間内にできないとき。</u></p> <p>(2) 災害その他により事故が発生したとき、もしくは、災害の発生が予想される場合において、警戒を要するとき。</p> <p>(3) 列車の臨時増発等臨時的業務の処理をする必要があるとき。</p> <p>(4) <u>給与・人事・予算・決算をはじめとする期日が定められた業務及び即刻の対応が求められる事柄で時間内にその処理ができないとき。</u></p> <p>(5) <u>お客様対応、部外協議等、社外への対応を時間外に迫られたとき。</u></p> <p>(6) 業務の性質上、時間外及び休日にわたり処理する必要があるとき。</p> <p>(7) <u>打合せ会、説明会、講習会及び訓練等</u>を時間外に行う必要があるとき。</p>

現行	改正
<p>(8) 前各号に準ずる事態があるとき。</p> <p>第 3 条 この協定による時間外労働は、1 日 8 時間、1 箇月 45 時間、1 年間(4 月 1 日から 3 月 31 日まで)330 時間を限度とする。また、休日労働は、1 箇月に 2 日を限度とする。</p> <p>2 前項の制限によることができない特別な事情が生じた場合は、甲と乙が協議し、さらに 1 箇月 45 時間まで延長する事ができる。この場合、その回数は 1 年間に 6 回までとし、その時間の 1 年間の合計は 165 時間を限度とする。ただし、緊急やむを得ない場合には、甲は事後に乙に通知することとする。なお、この場合の割増賃金率は、1 箇月 45 時間を超えた場合又は 1 年 330 時間を超えた場合は 27%とする。</p> <p>3 前項に定める特別な事情とは、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 突発的若しくは予想を超えた範囲で欠員が発生し、その補充等人員の繰合せ上必要があるとき。</p> <p>(2) 事故が発生したとき、もしくは、災害の発生が予想される場合において、長期に渡り警戒を要するとき。</p> <p>(3) 大幅に列車が遅延したとき。</p> <p>(4) 列車の臨時増発をする必要があるとき。</p> <p>(5) 前各号に準ずる事態があるとき。</p> <p>第 4 条 時間外労働を短くすることを希望する特定労働者(以下「当該特定労働者」)は、甲に対して事前に申し出なければならない。その際、特定労働者である事を証明できる書類を提示するものとする。</p> <p>なお、申出により本条が適用される期間の限度は、この協定の有効期間内とする。ただし、当該特定労働者が更新を希望する場合は新たな協定に基づきその旨を申し出ることとする。</p>	<p>(8) 欠員の補充等人員の繰合せ上必要があるとき。</p> <p>第 3 条 この協定による時間外労働は、1 日 8 時間、1 箇月 45 時間、1 年間(4 月 1 日から 3 月 31 日まで)330 時間を限度とする。また、休日労働は、1 箇月に 2 日を限度とする。</p> <p>2 前項の制限によることができない特別な事情が生じた場合は、甲と乙が協議し、さらに 1 箇月 45 時間まで延長する事ができる。この場合、その回数は 1 年間に 6 回までとし、その時間の 1 年間の合計は 165 時間を限度とする。ただし、緊急やむを得ない場合には、甲は事後<u>すみやかに</u>乙に通知することとする。この場合の割増賃金率は、1 箇月 45 時間を超えた場合又は 1 年 330 時間を超えた場合は 27%とする。<u>なお、1 箇月 60 時間を超えた場合は 50%とする。</u></p> <p>3 <u>前項に定める特別な事情とは、前条各号に定める事由において、あらかじめ想定しえない事情が一時的または突発的に発生した場合を指す。</u></p> <p>4 <u>時間外及び休日労働は、2 箇月から 6 箇月のいずれの期間においても月平均 80 時間以内を限度とする。</u></p> <p>5 <u>第 2 項および第 3 項における特別な事情による時間外労働を行う社員に対して、甲は必要により医師による面接指導等を実施し、当該社員の健康、福祉の確保に努めることとする。</u></p> <p>第 4 条 時間外労働を短くすることを希望する特定労働者(以下「当該特定労働者」)は、甲に対して事前に申し出なければならない。その際、特定労働者である事を証明できる書類を提示するものとする。</p> <p>なお、申出により本条が適用される期間の限度は、この協定の有効期間内とする。ただし、当該特定労働者が更新を希望する場合は新たな協定に基づきその旨を申し出ることとする。</p>

現行	改正
<p>当該特定労働者の時間外労働に関する一定期間の区分及び限度時間は、前条の定めにかかわらず、1 箇月 24 時間、1 年間 150 時間とする。</p> <p>ただし、決算のため必要な業務に従事する場合には、2 週間 12 時間、1 年間 150 時間とする。</p> <p>第 5 条 甲は、この協定に基づき時間外労働を行わせる場合には、事前にその時間ならびに業務内容を該当社員に通知する。ただし、やむを得ない場合は事後とする。</p> <p>2 甲は、この協定に基づき休日労働を行わせる場合には、やむを得ない場合のほか 48 時間前までに該当社員に通知する。</p> <p>第 6 条 この協定の有効期間は、平成●●年●月●日より平成●●年●月●日までとする。</p>	<p>当該特定労働者の時間外労働に関する一定期間の区分及び限度時間は、前条の定めにかかわらず、1 箇月 24 時間、1 年間 150 時間とする。</p> <p>ただし、決算のため必要な業務に従事する場合には、2 週間 12 時間、1 年間 150 時間とする。</p> <p>第 5 条 甲は、この協定に基づき時間外労働を行わせる場合には、事前にその時間ならびに業務内容を該当社員に通知する。ただし、やむを得ない場合は事後とする。</p> <p>2 甲は、この協定に基づき休日労働を行わせる場合には、48 時間前までに該当社員に通知する。<u>ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。</u></p> <p>第 6 条 この協定の有効期間は、<u>20●●年●月●日より 20●●年●月●日まで</u>とする。</p>